

第2回熊本市・富合町合併協議会会議録

日 時 平成19年3月1日(木)
会 場 熊本市役所別館(駐輪場) 8階大会議室

開会時間 午後3時00分
終了時間 午後4時00分

○ 出席委員等(24名)

| | | | | | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|--|--|--|--|--|--|
| 会 長 | 幸 山 政 史 | | | | | | | | |
| 副会長 | 村 崎 秀 | | | | | | | | |
| 委 員 | 三 嶋 輝 男 | 田 中 榮 信 | 税 所 史 熙 | | | | | | |
| | 江 藤 正 行 | 田 中 誠 一 | 米 原 靖 雄 | | | | | | |
| | 内 藤 信 博 | 松 永 隆 | 福 原 政 治 | | | | | | |
| | 宮 原 スエ子 | 森 日出輝 | 田 川 家 稔 | | | | | | |
| | 岩 永 則 勝 | 金 子 雄 子 | 本 田 慶 信 | | | | | | |
| | 江 野 秀 春 | 原 田 みよ子 | 長曾我部 久 | | | | | | |
| | 西 村 榮 記 | 森 川 治 雄 | 松 見 辰 彦 | | | | | | |
| | 井 川 正 明 | | | | | | | | |

○ 欠席委員等(なし)

○ 熊本市・富合町合併協議会事務局出席員

| | | |
|---------|---------|---------|
| 豊 永 信 博 | 坂 本 泰 三 | 紫 垣 克 也 |
| 村 上 誠 也 | 嶋 村 悦 郎 | 中 川 和 徳 |
| 田 中 邦 彦 | 田 中 徹 | 池 田 哲 也 |
| 平 野 聖 也 | | |

第2回熊本市・富合町合併協議会次第

日 時：平成19年3月1日（木）午後3時～

場 所：熊本市役所別館（駐輪場）8階会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

[報 告]

議員専門部会からの報告

[協 議]

協議第 1号 合併の方式について

協議第 3号 新市の名称について

協議第 4号 新市の事務所の位置について

協議第20号 慣行の取扱いについて

協議第27号 消防防災の取扱いについて（その1）

協議第30号 保健衛生事業の取扱いについて（その1）

協議第31号 各種福祉制度の取扱いについて（その1）

協議第33号 環境対策事業の取扱いについて（その1）

協議第34号 農林水産関係事業の取扱いについて（その1）

協議第35号 商工・観光関係事業の取扱いについて（その1）

協議第40号 教育関係事業の取扱いについて（その1）

[その他]

4 閉 会

午後 3 時 00 分開会

司会

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第 2 回熊本市・富合町合併協議会を開会いたします。本日は御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。本日の進行を担当させていただきます、合併協議会事務局の紫垣でございます。よろしくお願いいたします。

ここで配布資料の確認をしたいと思います。御手元に 1 枚紙で「協議会次第」と「出席者名簿」がございます。出席者名簿の裏には座席表がついております。それと綴じてあります「第 2 回熊本市・富合町合併協議会」の冊子がございます。以上 3 種類の資料を配布しております。もし、資料の不足等がありましたら事務局までお申し出いただきたいと思っております。

それでは、お手元の配布資料に基づきまして、進めていきたいと思っております。

まず最初に、本協議会会長であります熊本市の幸山市長が御挨拶申し上げます。

会長挨拶

幸山 政史 熊本市長

皆さんこんにちは。それでは、第 2 回目の協議会の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、各委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、御出席をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございます。

前回でございますけれども、合併協議会の設置に関します規程等の承認、協議項目及び議員専門部会に付託をいたします項目などの承認につきましてお願いをしたところでございますけれども、第 2 回目となりますこの会議から、一つ一つの協議項目につきまして協議を進めてまいりたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

後ほど、事務局の方から協議項目につきましての提案等がありまして、これからが実質的な議論を重ねて行くということになりますが、何分にも協議項目が多ございまして、そして行政的な事柄が多ございます。皆様方には大変ご苦勞をお掛けすることもあるかと存じますが、どのようなことでも結構でございますので、わかりにくい点、あるいはお感じになりました点などありましたら、どうぞ率直に御意見等いただきますようよろしくお願い申し上げます、そして両市町の住民の皆様方に取りまして、よりよい調整が出来ることを願っているところでもございます。

そういう意味におきましては、この協議会でございますが、住民代表の委員の皆様方をはじめといたしまして、両議会の議員の皆様方、そして一般公募で選ばれました委員の皆様方に参加をしていただいているわけでございますが、お互いの知恵と経験をさまざまな方向から出していただきますことで、新たな街づくり、地域づくりを検討して参ります上

で、大変有意義な会議であると考えております。

私自身、只今開会中の定例市議会冒頭の挨拶の中におきましても、当協議会での着実な協議に努めたい旨の表明をさせていただいたところでございます。そして、定例県議会におきましても、知事が、熊本市・富合町合併協議会は、合併新法下では県内最初の法定協議会であり、県としても両市町の合併を支援していくと言う大変ありがたいお言葉をいただいているところでございます。

この協議会の進み方が注目をされておきまして、住民の皆様には「合併して良かった」と思っただけのような、街づくりについての合併協議を進めて行かなければならないと改めて決意したところでございます。

今後、合併に関します各種事務事業の調整方針、あるいは合併市町村基本計画などを委員の皆様方に協議をお願いすることになりますが、この協議会のもとに設置をしております作業部会におきましては、両市町の担当者が集まりまして作業を継続しておきまして、この協議会の進行と並行して事務的な詰めも行っているところでございますので、その点につきましてもご承知おきをいただければというふうに考えております。

最後になりますが、本市及び富合町双方にとりまして、意義のある合併が実現できますよう、どうぞ皆様方から忌憚のない御意見をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。冒頭にあたりましての御挨拶に代えさせていただきたいと存じます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

司会

それでは、これより「次第3 議事」に入らせていただきます。会議の進行につきましては、協議会規約第10条第2項の規定により会長が議長となることとなっておりますので、これから先は会長に議事進行をお願いします。

会長

それでは、規約に従いまして会長が議長を行うということでございますので、ここからは議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、「委員の出席数について」でございますが、本日は全員御出席をいただいておりますので、協議会規約第10条第1項の定足数を満たしておりますので、ここに御報告を申し上げます。

ここで会議録署名委員の指名を行いたいと存じます。会議録署名委員の指名につきましては、熊本市・富合町合併協議会会議運営規程第8条第2項の規定によりまして、指名は議長が行うこととなっておりますので、指名をさせていただきます。本日は、熊本市からは田中委員に、そして富合町からは西村委員をお願いしたいと存じます。どうぞお二方よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより「次第3 議事」に入らせていただきます。最初に「報告」であり

ます。この報告につきましては、議員専門部会における審議の経過及び結果についての報告であります。それでは、事務局からの説明を求めます。

事務局

では説明を申し上げます。第2回熊本市・富合町合併協議会資料をご覧いただきたいと思っております。資料の3頁をお願いいたします。熊本市・富合町合併協議会の議員専門部会における審議の経過及び結果報告でございます。「このことについて、熊本市・富合町合併協議会専門部会設置規程第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり報告いたします。」と申すことございまして、部会長である嶋田幾雄様から、協議会の会長である幸山政史様に報告がっております。次頁、4頁をお願いいたします。報告の内容でございます。第1回議員専門部会開催日は、平成19年2月13日に開催されております。その中でまず、部会長・副部会長の選任でございますが、部会長には熊本市から嶋田幾雄様。副部会長には富合町から菊池博志様が選任されております。

二番目に、審議の状況でございます。議員専門部会には、10項目が付託されておる訳でございますが、第1回におきまして、この(1)(2)(3)の三つの項目について御協議をいただいております。

まず(1)協議第1号、合併の方式についてでございます。合併の方式につきましては、「合併の方式については、富合町を廃し、その区域を熊本市に編入する編入合併とする。」と申すこと承認をされております。

(2)でございます。協議第3号、新市の名称でございます。「新市の名称は、熊本市とする」と申すこと承認をされております。

(3)でございます。協議第4号、新市の事務所の位置でございます。「新市の事務所の位置については、熊本市手取本町1番1号とする。」と申すこと承認されたと申すことございまして御報告を申し上げます。

会長

ただいま事務局から説明がありました議員専門部会における審議の経過及び結果につきまして、委員の皆様方から何か御質問等はございませんでしょうか。

会長

特にございませんでしょうか。はい、どうぞ原田委員。

原田委員

議員専門部会に出席された19名の方、全員が編入合併でいいということだったんでしょうか。

会長

事務局の方、いかがでしょうか。

事務局

内容を申し上げます。多数決を採られまして19名中、17名の賛成と言うことでございます。

会長

よございますか。19名中、17名の賛成と言うことでございます。他に何か御質問等ございませんでしょうか。

報告事項についてございませんでしょうか。もし、御質疑等ないようであれば、以上で報告は終わらせていただきたいと思いますのですが、よございますでしょうか。それでは報告事項につきましては終わらせていただきます。

次に、協議に入らせていただきます。協議につきましては、今回は協議会次第のとおり、協議第1号から協議第40号までの11の協議項目となっております。今回の11の協議項目につきましては、すべて、最初の協議になりますので、委員の皆様にご説明を行いました上で持ち帰って御検討いただき、次回の第3回協議会で承認の是非をお諮りしたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、協議第1号「合併の方式について」につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

7頁をお願いいたします。協議第1号「合併の方式」でございます。合併の方式については、富合町を廃し、その区域を熊本市とする編入合併とする、ということでございます。次の頁をご覧くださいと思います。資料でございます。合併の方式でございます。左側が新設合併でございまして、A町とB町が合併いたしまして新たにC町を作るということでございます。A町、B町ともに法人格がなくなるということでございます。右側が編入合併ということでございまして、A町がB市に編入されるということで新たにB市ができるということでございまして、A町のみが法人格を失うということでございます。右側に新設合併と編入合併の比較を挙げさせていただいております。定義といたしましては、今のとおりでございますが、次は合併市町村の名称でございます。新設合併の場合は、新たに定めると、そして編入合併の場合は編入する市町村の名称とすることが多いというようなこと、ただ事務所の位置は新設は新たに定める、編入の場合は編入する市町村の事務所の位置となる。市町村の長でございますが、消滅する合併市関係市町村の長は失職、編入する市町村の長は変わらず編入される市町村の長が失職するというところでございまして、こういうふうな違いがございます。議会の議員につきましても、原則といたしましては、新設の場合は両方の議員が一旦失職でございますが、編入の場合は編入する側の議員は残

るといようなことになります。ただ、特例がございます。特例につきましては、今後議員専門部会の方で、議論がされるということになっております。農業委員会の委員につきましても、同じことございましてこれにも特例がございますが、今後議論がされていくということになります。そのようなことの違いがあるということでございます。

会長

只今、事務局から説明がありました協議第 1 号につきまして、御質問・御意見等ありましたらお願いいたします。

西村委員さん、お願いいたします。

西村委員

編入合併の場合、富合町という名称は字名に残していただきたいと思っております。熊本市富合町というような格好になると思いますがね。

会長

事務局の方からお願いできますか。

事務局

町名・字名の取扱いということでございまして、別途また、ここにかけさせていただきます。

会長

ようございますでしょうか。他に御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

森川委員さん、お願いいたします。

森川委員

原案の方では、編入合併方式をとりたいということで提案がありますが、基本的にどうか、現実的にこういった方向になるだろうと思っております。といいますは、熊本市が対外的に結んだ契約を考えた時に、熊本市の法人格を残すというのが現実的だと思っておりますので、基本的にこの原案でいいのかなあと思う気もしますが、実際議員の身分だとか、農業委員の身分だとか、どちらを選択するかで変わってきますので、そこらへんが富合町の意思決定をどうするかという部分で配慮する枠組みができればと思っておりますので、今後の協議の中で検討いただければと思っております。

会長

何か事務局からありますか。

事務局

議員の身分、その他につきましては今後まず、議員専門部会で御議論していただいて、その後こちらの方にまた報告があるということになると思います。

会長

今後、議員部会等で協議をするということになろうかと思います。他に何か御意見・御質問等ありますでしょうか。他ございませんでしょうか。次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか。

それでは、続きまして協議第3号「新市の名称について」につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

11頁をお願いいたします。只今、編入合併ということで提案がありましたので、協議第3号といたしまして、新市の名称でございます。新市の名称は熊本市とするということでございます。

会長

只今、事務局から説明がありました協議第3号につきまして、御意見・御質問等ございませんでしょうか。ありませんでしょうか。特にないようでございますので次の協議項目に移らせていただきます。

続きまして、協議第4号「新市の事務所の位置について」につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

13頁をお願いいたします。協議第4号「新市の事務所の位置について」でございます。新市の事務所の位置について承認を求めるということございまして、新市の事務所の位置については熊本市手取本町1番1号、これは市役所の庁舎がある地名でございます。

会長

只今の、協議第4号につきまして御質問・御意見等ありましたらお願いいたします。特にありませんでしょうか。もし、ないようございましたら次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか。

それでは、続きまして協議第20号「慣行の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

15頁をお願いいたします。協議第20号慣行の取扱いについてということでございます。慣行の取扱いについては、熊本市の制度に統一するということでございます、中身といたしまして慣行というものがどういうものかということでございますが、18頁をご覧いただきたいと思います。ここに慣行というものがどういうものかということ載せさせていただいておりますが、まず市・町の章ということでございます。こういう形になっております。それから市・町の木、イチョウ・モクセイということで、それから市・町の花が肥後ツバキ・キクということでございます。それから市・町の鳥、歌、それから都市宣言、その他が慣行ということになっておりまして、今回の提案といたしましては、熊本市にあわせるという提案でございます。以上でございます。

会長

只今、事務局から説明がございました慣行の取扱いについてということで、資料が17、18、19あたりをご覧いただきたいというふうに思いますけれども、協議第20号につきまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。特にありませんでしょうか。それでは、御意見・御質問等ないようでございますので、次の協議項目に移らせていただきます。

続きまして、協議第27号「消防防災の取扱いについて（その1）」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

21頁をお願いいたします。協議第27号消防防災の取扱いについて（その1）でございます。消防防災の取扱いでございますが、消防防災のうち下記の熊本市のみの事業については、新市の事業として継続するというところで、災害備蓄ということでございます。熊本市の場合、防災公園その他市民センターに災害時の備蓄をいたしております。それにつきまして、新市の事業として富合町も含んで継続するという内容でございます。22頁をご覧いただきたいと思います。ここの中で消防防災の取扱い、災害備蓄と消防補助金と二つ書いております。ここに、ずっと同じでございますが27号の内のこの二つは任意協議会の中で一回御議論いただいているものをここに掲載させていただいております。それから、その前の合同研究会で、一応協議が必要であろうというふうに590項目ぐらい挙げて調査をいたしておるわけでございますが、それが今後、協議項目に挙がってくるだろうと思います。その全体は例えば消防防災で言いますと、10項目あります。従いまして、今日、1項目御審議いただきまして、後9項目、この項目については御審議いただくと。調整が取れ次第、御審議いただくこととなりますので、その1、その2、その3というふうな形でですね、次回その次というような形に提案させていただくという形になります。非常にわかりにくいんですが、本当はこの27号を一括して御提案できればいいんですが、

中にはなかなか、調整に手間取ることもございますので、調整ができしだいということもございます。今日出させていただいたのは、後も一緒でございますが、熊本市のみの制度というのに限って提案させていただいております。そういうことでございまして熊本市のみの制度で今後、富合町も含んで適応していきたいというものを提案させていただいてるということでございます。

会長

只今、説明のありました協議第27号につきまして、御質問・御意見等がありましたらお願いいたします。

どうぞ、原田委員お願いいたします。

原田委員

人口に対してどのくらい備蓄してるのかというのが、今の熊本市の条件にあるんですか。そしたら富合に対してはどのくらいっていうのは決まってくるんですか。

会長

只今のお尋ねにつきましてはいかがでございましょうか。

事務局

人口あたり、どの場所、どのエリア、どの位の量という基準があるというには伺ってないということでございます。ちなみに23頁に具体的な内容が書いてございまして、非常用の食糧が18万食、飲料水が3万本というような形で書かせていただいております、場所的には市内21ヶ所熊本市の場合は。富合町が入った場合には富合町の然るべき場所にとというような話になるだろうということでございます。

会長

人口要件といいますか、そのようなものはないということでございますけれど、只今の御説明でありましたが、ようございますでしょうか。

原田委員

はい。

会長

どうぞ、他に御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

特にありませんでしょうか。もし、ないようでしたら、次の協議項目に移ってもよろしゅうございますでしょうか。

それでは、続きまして協議第30号「保健衛生事業の取扱いについて（その1）」につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

25頁をお願いいたします。協議第30号でございます。保健衛生事業の取扱いについて（その1）でございます。保健衛生事業のうち下記の熊本市のみの事業については、新市の事業として継続する。女性健康診査ということでございまして、これは熊本市の場合18歳から39歳までの女性について健康診査を行っていくということでございます。

次の26頁をご覧いただきたいと思います。この項目、保健衛生事業の取扱いで任意協議会の中で取り上げられたものが、ここに書いてあるものでございまして、基本健康診査から腹部超音波検診までが認定会で議論されたものでございます。それ以外にもございまして、全部で56項目ございます。この56項目につきまして、調整方針が決まり次第、こちらのほうに出させていただきますということでございます。詳細につきましては、27頁をご覧いただきたいと思います。

会長

只今、説明のありました保健衛生事業の取扱いについて、協議第30号でございますが、何か御質問・御意見等ありましたらお願いいたします。

どうぞ原田委員さんお願いいたします。

原田委員

これは、熊本保健所でやっている訳ですよ。富合町の場合はどういうふうになるんでしょうか。わからないので教えてください。

会長

事務局からお願いいたします。

事務局

現在は、各保健福祉センターで行っているということでございまして、富合町の場合には基本的に、雁回館で健康診断を行われているのですが、そこになるのかどうかという話は今後の協議で富合町にも適応するというところでございますので、富合町の女性の方々はこちらで健康診査を受けるということになります。

会長

ようございますでしょうか。

原田委員

(了承の意思表示有り)

会長

どうぞ、他にございましたらお願いいたします。他、特にございませんでしょうか。他、ないようでございますなら、次の協議項目に移ってもよろしゅうございますでしょうか。

(はい、との返答有り)

会長

続きまして、協議第31号「各種福祉制度の取扱いについて(その1)」につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

29頁をお願いいたします。協議第31号各種福祉制度の取扱い(その1)でございます。各種福祉制度のうち下記の熊本市のみの事業については、新市の事業として継続するということございまして、まず、熊本市優待証、通称さくらカードと言われてまして、70歳以上の方が2割負担、それから障害のある方その他が1割負担というようなことで運用させていただいてる制度でございます。バスの運賃ということでございます。それから、住宅改造居宅介護支援員派遣事業というのもございます。それから、生きがい推進事業、これは生きがい作業所という所がございましてそこでの事業、それから無料寝具乾燥事業、65歳以上の一人暮らしの方の寝具を年一回無料で乾燥する事業がございます。それから、夏休みに障害児の方をお預かりして家族を支援しようとする事業がその次の事業の夏休み障害児・家族支援事業、それから母子家庭等日常生活支援事業、母子家庭の中で、例えば母親の方とか父親の方とかが御病気になられたりというようなことで家庭生活の支援を行うというような事業でございます。今回はこれらの事業につきまして新市の事業として継続するということを提案させていただいております。

会長

只今、説明がありました、各種福祉制度の取扱いについて(その1)協議第31号であります。項目については29頁、30頁をご覧いただければ。その内容につきましては、31頁以降に載せさせていただいております。協議31号につきまして、御質問・御意見等はございませんでしょうか。

福祉制度6項目ございますが、特に御意見・御質問等はございませんでしょうか。もし、ないようございましたら、次の協議項目に移ってもよろしゅうございますでしょうか。

はい、続きまして協議第33号「環境対策事業の取扱いについて(その1)」につつまし

て事務局の方から説明をお願いします。

事務局

37頁をお願いいたします。環境対策事業の取扱いについて（その1）でございます。環境対策事業のうち下記の熊本市のみの事業については、新市の事業として継続することとございまして、環境保全（エコライフ）に関すること。これは環境フェアとか太陽熱の温水器を設置された時の補助金というような事業がございます。それから水資源の保全の為、さまざまな事業を行っておりますが、そういうふうな事業。それから新世紀漱石の森づくり事業といたしまして、家庭とか事業所とか街路に植樹をしていただいた場合に補助をするというような事業を、ここでは熊本市の事業でございますが、新市の事業として継承することと提案させていただいております。38頁をご覧いただきたいと思っております。ここにありますように、1から3までが今回、それから後、浄化槽保守点検業者というのが任協では出されておりますが、次回以降で提案させていただく。この項目では全14項目でございます。具体的には、39頁から41頁をご覧いただきたいと思っております。

会長

只今、説明のありました環境対策事業の取扱い（その1）協議第33号でございますが、御質問・御意見等がありましたらよろしくをお願いいたします。

特にございませんでしょうか。もし、ないようであれば、次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、協議第34号「農林水産関係事業の取扱いについて（その1）」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

43頁をお願いいたします。協議第34号でございます。農林水産関係事業のうち、下記の熊本市のみの事業については、新市の事業として継続することとございまして、具体的には、後ろの方に書いてございますが、農業地域交流促進事業というのは、旧飽託4町の北部、河内、天明にあります構造改善センターでございますとか、運動公園でありますとか、そういうふうな事業でございますが、ここを合併後は富合町の方もお使いいただけるというようなこととございます。農業地域活性化支援事業でございますが、地産地消の拠点「農とぴあ」を推進していこうというような事業でございます。それから、地産地消の推進事業では、直販所のネットワークというようなことを取り組んでございまして、そういうふうなもの、それから宣伝というような事業があるというようなこととございます。それから経営体の育成支援事業では、認定農業者の支援ということとございます。それから農業農村男女共同参画経費といいますのは、女性が農業経営に参画できるという支援を行うという事業でございます。農業金融支援事業ということで、金利1.3%で金融

支援を行っているということでございます。それから、農用地の有効利用の促進助成経費といたしまして、借り手側に、農用地を借りられる側に補助を行うというようなものがございます。それから、市民と農業のふれあい促進事業ということで市民農園、農産物フェア、体験学習というような事業を行っております、こういうことを挙げております。それから生産体制強化施設整備事業といたしましては、生産基盤強化の補助、生産のほうでございます。その下の流通の方は、今度は集出荷器機への補助ということで、流通の方の補助ということでございます。それから、畜産施設の整備事業、畜産の生産基盤への補助、そして一番下の流通対策事業は野菜の価格安定対策事業ということでございます。このような事業は熊本市のみで行っている事業でございますが、これについて継続していくというような提案でございます。次の44頁をご覧くださいと思います。一応提案されているのが、1番から12番でございます、任協で提案されているものを全部記載させていただいております。農業関係の事業で今から調整が必要なものは、今日の12項目を含めて、全68項目ということになります。今後、逐次これを提案させていただきたいと思います。内訳は詳しくは45頁から56頁をご覧くださいと思います。

会長

只今、事務局から説明がありました協議第34号農林水産関係事業12項目でございますけど、何か御意見・御質問等ありましたらお願いいたします。

原田委員さんお願いいたします。

原田委員

素朴な質問ですけど、富合町っていうのは農業地域と思っているんですが、農村振興的なものは何も富合町はしてらっしゃらなかったのでしょうか。

会長

今回は、熊本市独自で行っている事業について出させていただいておりますので、当然富合町さんでやられているものがありますが、それは、今後68項目ありますので、その中で例えば富合町さん単独のものも出てくることになります。

どうぞ、何でも結構でございます。お感じになられたこと、気付かれたことございましたら是非お願いいたします。

森川委員さん、お願いいたします。

森川委員

些細なことになるかもしれませんが、55頁の畜産施設整備事業のところなんですけど、予算の執行額と決算額が書いてあるんですけど、平成16年度406万8千円となっていて、17年度決算額0円となっておりますけど、これは申請がなかったからということで、制度は生

きてるということよろしいですか。

会長

お願いします。

事務局

これは、申請がなかったということで制度はずっと継続してるということでございます。

会長

ようございますでしょうか。

森川委員

はい。

会長

他にありましたら、お願いします。

西村委員さんお願いいたします。

西村委員

富合町は富合町としての、独自のあれはあった訳ですけどね、今後実際に合併してですね、成功するという段階では刷り合わせは当然やっていかれる訳ですね。富合町は富合町として向いた施策があると思いますから、お願いしたいと思います。

会長

先ほど、申し上げましたように、今回の提案しております12項目につきましては、市単独で行っているもの、これにつきましては合併後も全地域でやらさしていただくと。ですから今後、富合町さんでやっているものにつきましても協議をしてみたいし、調整をしました上で皆様方にお諮りしたいと考えております。

どうぞ、何かございましたらお願いいたします。

他は特にございませんでしょうか。もし、ないようでしたら、次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか。

続きまして、協議第35号「商工・観光関係事業の取扱いについて（その1）」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

57頁をお願いいたします。協議第35号でございます。商工・観光関係事業のうち、

下記の熊本市のみの事業については、新市の事業として継続するというごさいます。新規創業支援事業、これインキュベータ入居者、インキュベータ、大学と連携しましたインキュベータ施設というのがございすが入居者に対して支援をしていくというごさいます。それから、新規産業分野支援事業というごさいます。研究開発経費等300万円の限度で補助をしていくごさいます。こういうのもお使いいただけるといごさいます。雇用対策事業、それから職業技能向上支援事業、商店街の振興事業、工業活性化支援事業、それから中小企業人材育成支援事業、具体的にはパソコンの研修等ございすが、そういうごさいます。それから観光イベント関連事業、それから物産振興、これは大阪の阪神デパートでの物産展などやっておりまして、そこらへんの物産振興事業、それから工芸振興事業というごさいます。58頁をご覧いただきたいと思ひます。ここで今日は10項目ございすが、任協ではあと企業立地促進事業、ふるさと祭事業補助金とこの二つが今、調整中というごさいます。それ以外にもありまして、全体では40事業について今後この場で御議論いただくといごさいます。詳細は59頁から68頁といごさいます。よろしくお願ひいたします。

会長

只今、説明のございしました協議第35号につきまして御質問・御意見等がありましたらお願ひをいたします。

それでは、副会長の方からお願ひいたします。

副会長

私は今、商工会長を兼任しておりますので、富合町も商工会は案外活発にやっております。県下の中で商工会の会員が減ってないところは、富合とあと、何ヶ所かの市町村しかありません。私の商工会も300ぐらいの会社が入っております。それなりにいろいろな制度資金とか十分にやっておりますが熊本市のような手厚いのは、なかなかできませんでしたが、今後、新幹線も入ってきますし、いろんな活発な事業の展開ができると思っておりますので、熊本市の皆さんに御協力をお願ひいたします。ちょうど、今私も商工会長を兼任しておりますので、興味がございすがよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

会長

ありがとうございました。

どうぞ、他に何か御意見・御質問何でも結構でございすがありましたらお願ひいたします。

特にありませんでしょうか。ないようであれば、次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか。それでは、続きまして協議第40号「教育関係事業の取扱いについて（その1）」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

69頁をお願いいたします。協議第40号でございます。教育関係事業のうち下記の熊本市のみの事業については、新市の事業として継続するというところでございます。まずは、就学支援事業といたしまして、学級支援員配置、それから修学旅行特別支援ということで修学旅行に保護者がついていかなければならない場合に支援をするという事業でございます。それから青少年の国際・国内交流事業ということでございまして桂林、ハイデルベルクには高校生、九州内では中学生、福井市とは小学生ということで交流事業をやっているということでございます。それから青少年活動支援事業ということで、指導者の育成とか団体の支援を行っている。それから生涯学習推進事業ということで、ふれあい出前講座、それから市民大学等行っております。そういうふうな事業がある。それから家庭教育推進事業、スポーツ振興基金、それから総合型地域スポーツクラブの育成、そして各種大会ということで九州大会とか、全国大会に出場される選手に対して出場選手への支援を行っている、そのような事業を継続していくという提案でございます。

会長

全体の話はいいですか。70頁の所の説明は。全体何項目でというところで。

事務局

全体で70頁でございます。すみません。70頁で任意協議会で議論されたのがあと残りの分、ここに記載されている分でございます。全体ではこの項目は67項目でございます。その中で今日は8項目を御審議いただくということでございます。詳細は71頁から78頁ということでございます。よろしくをお願いいたします。

会長

只今、説明がありました教育関係ですね、協議第40号につきまして御質問・御意見等がありましたらお願いいたします。

特にありませんでしょうか。もし、ないようであれば、今日、予定されてます協議項目につきましては以上でございますが、これで終わりたいと思っておりますようございませぬでしょうか。

(はい、との返答有り)

会長

ありがとうございます。

それでは、最後になりますけれども、その他とありますが、委員の皆様から何かありませんでしょうか。お知らせ、報告あるいは全体を通しての御意見・御質問等なんでも結構でございますが。

松永委員さんお願いいたします。

松永委員

今回の協議会です、協議第1号、第3号、第4号とこれは、専門部会について、富合町の議員10名、市の先生方から10名ということで先ほども報告がありましたように、3つの項目に関して承認をしたということで、これについてもですね富合町の議会の方でも合併特別委員会を開きまして専門部会が2月の13日に開催されまして、その前に合併特別委員会の方でも全会一致して承認してるということでございます。そういった関係の中で協議第20号から協議第40号まで提案された訳でございますけど、その中でですね、やはり今後の協議の中でこの我々専門部会で決めた1号の合併の方式ということについて、編入という形で承認した訳でございますけれども、他の項目に関して新設合併又は、編入合併ということで協議の内容が変わってくるということ、できれば専門部会でも、我々富合町法定協の委員の皆様方もこの件については、承認しております。だから市議会の先生方の方ですね、特別委員会の決定機関があるとお聞きしておりますので、できれば市議会の先生方が承認を得られるのであれば、今回の富合町・熊本市の合併協議会においてですね、本日提案して承認をいただいたらどうかと思いますけど。よろしくお願いいたします。

会長

松永委員さんの方から、協議第1号合併の方式について、それから協議第3号の新市の名称について、それから協議第4号新市の事務所の位置について、以上の3項目について本来ならば今回提案、次回に承認となるところでありますけれども、今回承認をいただいたらどうかというふうな御発言があったところでございますけれども、いかがでございましょうか。他の委員の皆様方から何かありましたら、御意見を伺いたいと思いますが。

原田委員さん、お願いいたします。

原田委員

議員さんが19名の内、17名が編入で合意をされてますし、富合町の方でも合意をされていらっしゃるということをお聞きいたしましたので、私ども市としては、富合町の方の合意を得たら賛成です。

会長

他にございませんでしょうか。特にありませんですか。意見ありませんか。

それでは、承認までお諮りしてもよいのでは、市の御意見も出ておりますが、ここで3項目につきまして、お諮りをしたいと思いますですが、ようございますでしょうか。

それでは、まず協議第1号合併の方式については、富合町を廃し、その区域を熊本市に編入する編入合併とする。原案のとおり承認ということでしょうか。

(異議無し、との返答有り)

会長

異議無しということですので、協議第1号合併の方式につきまして原案のとおり承認といたしました。

それでは、続きまして協議第3号新市の名称について、新市の名称は熊本市とする。この原案のとおり承認ということでしょうか。

(はい、との返答有り)

会長

それでは、協議第3号新市の名称についてにつきましては、原案のとおり承認というふうにさせていただきます。

続きまして、協議第4号新市の事務所の位置については、熊本市手取本町1番1号とするとの原案のとおり承認とのことでしょうか。

(はい、との返答有り)

会長

協議第4号新市の事務所の位置についてにつきましては、原案のとおり承認とさせていただきます。ありがとうございました。

お諮りをいたしました3協議項目について、御承認ということですのでございます。誠にありがとうございます。他に何か御意見・御質問等ありましたらお願いいたします。何か委員の方からありませんでしょうか。

村崎町長さんお願いいたします。

副会長

今、1号議案から4号議案に承認いただきましたけど、その内容についてはですね少しお互い話をさせていただきたいと思います。議員の任期とか農業委員とかいろいろ町の熊

本市はどうするのかということについては、もう少し熊本市の議員さんともお話をしながら決めていきたいと思いますが、相対的にこの件については賛成いたします。事務サイドで、編入か新設かということで事務的に大変複雑いたしますので、一応この件については、賛成いたしますけど、町といたしましては、その小さな内容については、少し検討させていただくことをお願いしたいと思っております。ありがとうございます。

会長

その他の協議項目につきましては、今後いろいろと詰めさせていただきたいと思っております。他に委員の皆様方からありましたら、お願いいたします。

どうぞ、森委員さんお願いいたします。

森委員

ちょっと、いたらない話ではありますが、この間紹介がありましたけれど、イッペンですねお互いの意見の交換会をしたらどうかと私は思うわけですよ。居酒屋でいいですから自分で3000円でも出してですね、イッペン、自を割って話さんと、どっちも硬そうして、ザックバランに話もなんも出らんとですよ。やっぱりですね、お互いですね、ダンダンと寄るような話をですねするのならどうか、つまらない話ではありますが、そういうのをイッペンしたらどうかと思います。そして意見交換をやりながらやっていくと場が少しでもスムーズにいくんじゃないかと思っております。

(拍手)

会長

どうも、ありがとうございました。拍手も幾つか出ているようでございますので、この件につきましては、事務局の方から御相談をさせていただくことになろうかと。

事務局

事務局の方から御相談させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

会長

貴重な御意見、誠にありがとうございます。

他に何かございましたらお願いいたします。特にありませんでしょうか。

事務局の方から何か報告事項等ありますでしょうか。特に何かありませんでしょうか。それでは、特にないようでございますので、これをもちまして議事を終了させていただきます。全ての議事は終了いたしました。委員の皆様方には長時間にわたりまして、円滑な議事進行に御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。お世話になりました。

すみません。もう少々お待ちください。次回のことがありますから。

司会

すみません。最後に、閉会の言葉を本協議会副会長であります村崎富合町長が申し上げます。

副会長挨拶

村崎 秀 富合町長

大変、長時間にわたりまして審議いただきましてありがとうございます。今日、決定したことは、3議案でございましたけれども、これを持ち帰ってまた検討いたしまして、皆さんと協議をして詰めていきたいと思っています。富合町も、今おっしゃられたように今日は熊本市の制度だけでございましたので、初めての方はなかなか富合は、なんでなかっただろかと思いはるかもしれませんけれども、たしかに富合町も熊本市並みのサービスはできませんけれども、今後いろいろなことに検討していただきたいと思っています。3議案については、承認いただきましたが、その細部を再度検討お願いしたいと思って終わりたいと思います。大変御苦勞でございました。

司会

事務局から御連絡いたします。市営駐車場にお車を止められた方は、駐車場の免除の処理を行いますので、事務局までお申し出いただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

午後4時00分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成19年 3月 29日

署名委員

田中誠一

署名委員

西村栄記